

令和7年度 第3回「あくらの未来を考える会」を終えて

テーマ：災害時における福祉事業所と地域の連携を考えよう④

～在宅避難支援や受け入れ連携を考えてみよう～

主催：コミュニティ安倉（安倉地区まちづくり協議会）

日時：2026年2月16日（火）午後1時30分から

場所：宝塚市総合福祉センター 3階 301・302号室

1. 出席数

（自治会：1、事業所等：8、民生児童委員：9、コミュニティ：6、市役所：3）27名

2. 配付資料

「令和7年度 第3回安倉の未来を考える会レジメ」

「令和7年度 第2回安倉の未来を考える会を終えて」（前回の議事録）

3. 今回確認が出来たこと

(ア) 避難所（指定・自主）に関連すること

① 「避難（災害）地域」とは何でしょうか？

用語	一般的な意味	具体例
避難地域	災害から命を守るために避難が必要な区域	避難指示が出ている区域、津波浸水想定区域
災害地域	災害が発生した、または危険が著しく高い区域	災害救助法適用地域、被災地域

・用語としては用いられる事もあるが、避難所が開設された段階で「避難（災害）地域」かどうかを分けて考える必要は無い。開設された避難所が避難者に対して被災状況により**対応を変える事は無い。**

また、避難所は地域住民だけでなく観光客や働いている人も受け入れが出来ます。

（他府県へ旅行されている場合も、旅行先の避難所へ避難出来ます。）

② 行政から届けられる支援物資を、「避難者個別」や「在宅避難者向け」に分類する作業（渡せる状態にする）は、避難所の運営側で行う必要がありますか？

それともある程度された物が届きますか？

・支援物資はスポーツセンター他の拠点に集められた後、各避難所にまとめて運ばれますので**分類はされていません。**避難所は支援物資を配布する拠点となりますから、**各避難所で分類作業をして頂き配布する必要があります。**

・支援物資は、各避難所に派遣している市の職員が避難者数などを連絡し、届けられます。

・在宅避難者についても必要な**支援物資は避難所に取りに来て頂く又は、支援者の方々に運んで頂く必要があります。**支援物資は住民であるかどうかは関係なく受け取る事が出来ます。

・市の防災訓練では運ばれてくる物資の中身（箱に付いている伝票も字が小さすぎる）が判らず困ったので、箱の中身が何か判るようにして貰いたい。（今後、市で協議します。）

③ 避難所となる小学校の体育館に空調設備に併せて発電機能が備えられていると伺っていますが、コントロールパネル下のコンセント以外に設備照明などには使えませんか？

・停電時も装置の切り替えを行えば設置されているガスボンベを使って「**体育館の空調**」「**体育館のトイレ照明**」「**体育館の玄関ホール照明**」「**端末のコンセント（最大12kw）**」が使用できま

す。

・装置の切り替えは避難所となる学校の施設管理者に説明しており、説明書や利用する為のカードは学校長と教育委員会が持っています。

- ④ 避難された方が障害のある場合や、福祉施設に入所されていると思われる場合など、避難所で対処・判断が難しい状況が生じた場合は市役所の災害対策本部に確認・指示が頂けると考えて良いでしょうか？

・市として、そこまでの**対応は難しい**。高齢者や障害者が外で迷っている様な時は警察に頼る事になると思う。避難所には情報掲示板を出しますが、被災者同士の伝言掲示板も設置されますので、それを活用頂くのも方法。(福祉施設に普段関わっている方であっても、身分証明書などを持っていなければ判らない)

- ⑤ 避難所に設置されているアナログ固定電話が、2024年1月以降、2035年頃までにNTT設備がIP網(光・モバイル網)へ段階的に移行される事が発表されていますが、災害時の非常電話としては今後どうなりますか？

・NTTによると、避難所にある非常回線を含む**アナログ回線は今後順次IPに切り替え**されます。方向性としては、スターリンク(現在auがサービスを提供しており、今後ドコモも始める)の利用が現実的な対応となります。

・NTTのホームページでは公衆電話の設置場所が判るマップがあるので、被災された場合に備えて場所を把握しておいていただきたい。

(イ) 在宅避難に関すること

- ① 在宅避難者が「避難者カード」提出時、「避難(災害)地域」によって取扱いが変わりますか？

・前項(ア)①と同じ、取扱いは変わらない。

・「避難者カード」の代理提出は、平時に自治会等で集めておいて発災時に一括して提出するのではなく、発災時に安否確認などして頂き「**現に在宅避難をされている方**」のみ「避難者カード」を持ってきて貰うようにして下さい。

- ② 避難所の運営は、避難してきた被災者が主体的に行うという事ですが、在宅避難者支援(物資の配付や健康管理など)は、誰が、どの様に行っていきますか？

・民生児童委員には家族の安否確認後、災害時要援護者等の支援を可能な範囲で行って貰う流れになっている。災害時要援護者支援制度の個別避難計画で支援者欄にケアマネジャーやヘルパーさんの名前が書かれている事が多いが、**本来は「日頃から関わりのあるご近所さん」**を書いて貰いたい。

・福祉事業所や地域包括センターとも協議が必要である。

※地域包括センターとの連携協議は高齢福祉課の担当となる。

- ③ 災害時要援護者支援制度の個別避難計画で「在宅避難」とされている方を、発災後、誰が、どの様にフォローしていきますか？

・前号②とも関連するが、福祉事業所に通われている利用者さんには、事業所から安否確認など何かしらの連絡をしていく事になる。

- ・有事の際の困りごとについてはサービス提供者（福祉事業所）側には容易に想像できるが、地域の方の情報を持っていないので、日ごろから地域の方との防災について話し合う機会が必要。エリアを限定して考えていく必要があるのではないか。
- ・市としては個別避難計画の支援者欄が未記入の方に記入して欲しいと考えている。

(ウ) 福祉避難所に関係すること

- ① 発災初期に必要なとなる保健師は何名ぐらいと想定され、その人数を被災時に速やかに確保して行く方法として、豊中市などが行おうとしているボランティアに要請する取り組みの状況など鑑みて、宝塚市としてはどのような取り組みをされますか？
 - ・現在保健師は健康センターに 20 名ほど配置されている。しかし大規模災害時は病院が機能しない場合に備えて救護所を設置する事となるので、ここへの保健師の配置が優先となり、避難所に行けるまでにかかなりの時間を要する。
 - ・豊中市では自宅から直接福祉避難所に避難出来るシステム作りや保健師の役割をボランティアに移行していく取り組みをされている。豊中市の取り組みを宝塚市でも進めていく必要がある。
 - ・市の防災訓練に「宝塚大学看護学部」が参加しており、保健師の派遣を含めた協力をお願い出来ないか検討していく。
 - ・発災時、他府県からも有資格者を派遣してもらう事となるので、早い段階で協力を呼びかけていく事が必要と考える。
- ② 前回、直接避難が出来ない「福祉避難所」について、「一般に周知する看板など設置の必要性が無いのでは」との話になっていましたが、実際に看板の撤去などは予定されていますか。
※発災時（特殊な状況）の案内は誤解を招かない極めてシンプルな物であるべきと思います。
 - ・法律で看板の設置は義務づけられていないが、広く市民に周知する事は必要である。
 - ・看板があることで「ここに避難できるんだな」という地域からの安心材料になる。
 - ・年に 1 回福祉避難所の情報共有の場を設けている。次回は 3 月 10 日にあるので、その場で看板の必要性について協議を行う。看板の設置については各施設の意向も考慮しながら柔軟に対応する予定。
- ③ 福祉避難所への移送方法は、原則本人や支援者との事ですが、災害時に手配できない事を想定し福祉事業所と行政とで平時から話し合いや協力体制をしておく事（事前協議）は出来ませんか。
 - ・市役所は移送車両を持っていない為、協力は必須だと考えている。各施設にはそれぞれの受入人数や移送の可否についてのアンケートを今後実施したい。
 - ・福祉避難所の情報共有の場を年一回設けている。福祉施設側は入居者の安否確認をまず行い、ケアプランが確定した後に福祉避難所の対応に移るかたちになる。
 - ・災害時のボランティアが避難所に急に来られると対応が難しい。その時のために災害ボラセンがある。令和 8 年度に災害ボラセン立ち上げ訓練をフレミラ宝塚で実施する予定である。
 - ・普段から住民同士がつながっていれば、ズカボがすべて介す必要はない。局所的な災害時は被災地に近い場所で災害ボラセン（サテライト的）が設置されるはず。ここは行政との協議の上で動くことになる。

(工) 情報伝達に関係すること

- ① 民生児童委員など、各団体で安否確認など行っている情報や、各避難所の状況、福祉避難所の状況などは行政（宝塚市災害対策本部）に集約・把握されると考えて良いですか。
 - ・各民生児童委員からの情報は各民児協会長に上がり、さらに民事連会長に上がり、市に届く。
 - ・基本的に市の災害対策本部に重要情報が集約されるが、自治会等の自主防災会との情報共有はない。
 - ・児童、障害、高齢施設は災害状況を把握するシステムが整備されており、年一回の訓練も実施している。

- ② 指示命令系統（集約された情報を基にした状況判断）を現場サイドでは誰が、どの程度受けとれますか。
 - ・避難所に派遣された市の職員が連絡する係となるが、都度細かな安否情報を連絡する事はない。
 - ・避難者カードにおいて「個人情報の利用・提供に同意しない」にチェックされるかどうかを確認する事が必要。DV、虐待等の問題があるので取扱いには注意が必要である。

- ③ 各福祉避難所との連絡方法を各自の携帯電話だけに頼らず、例えば「指定避難所」と同様にアナログ固定電話回線（停電時でも使用できる電話）などを確保していく事は出来ませんか？
または、無線などは設置出来ませんか？
 - ・前項（ア）⑤と同じ。

- ④ 福祉施設（施設の大小によらず、作業所、グループホームなど）の「施設の簡単な内容」「場所」「事業者（連絡先）」「想定利用人数」を地域に共有頂く事は出来ませんか？
 - ・福祉施設としては、地域の方にご利用者が何人いて、どこに避難するのかなどの情報を提供し、地域とお互いさまの関係をつくるために動いている。
 - ・県が事業者指定を行っており、市ホームページでも公開している。
 - ・どの事業所も見学や話し合いは拒まないと思う。現在地域生活支援会議にて専門職が会し、民生委員にも参加していただいている。このような場に呼んでいただく、もしくは定例会に参加いただく方法でつながりは作れる。

以上